

# 北海道ブロック訓練競技会

[公開訓練試験併催 (BHを含む)]  
(理事長賞 付与)

## 実施要領

### 1. 出陳規程

- 本会会員が所有する、生後満9ヶ月1日以上(2015年9月28日及びそれ以前の生まれ)の本会登録犬に限ります。
- 本会会員所有の非公認犬種・非公認団体登録犬・交雑犬は、生後満9ヶ月1日以上であれば家庭犬準初等科・特別犬の部に限り出陳することができます。ただし、訓練チャンピオン資格犬にはなりませんのでポイントカードは付与されません。
- 同一犬重複出陳については、以下の通りとします。
  - 家庭犬準初等科・家庭犬初等科・中等科・服従スペシャル・準高等科・高等科までの、連続する2つのクラスまで出陳できます。
  - 家庭犬準初等科・初等科・中等科・準高等科・高等科のうちの1つと臭気選別・足跡追求のうちの1つに出陳できます。
  - 臭気選別の部と、服従スペシャル・足跡追求の部のうち2つのクラスまで出陳できます。
  - 同一犬が、複数のトレーニングチャンピオン及びメジャートレーニングチャンピオンカードを取得した場合、出陳者の選択により1クラスのみ有効とします。
- 伝染病・皮膚病など健康上の危惧がある犬は、出陳する事はできません。また、発情犬は、各クラスの最後に審査を行います。
- 会場内における事故の責任は、一切所有者と致します。本競技大会規定ならびに実施要領は別記の通りですが都合で一部変更する場合があります。

### 2. 申込方法

- 競技大会出陳申込  
所定の出陳申込書に必要事項を記入し、**出陳料1頭1種目に付8,000円**を添え締切日までに大会事務局必着となるように申込んで下さい。
- 公開訓練試験受験申込 (BHを含む)  
「訓練試験受験登録申請書」に必要事項を記入し、受験料1科目につき**5,300円**を添え締切日までに大会事務局必着となるように申込んで下さい。  
なお、BH(同伴犬訓練試験)については、2017年4月24日を受付開始日とし、申し込み頭数が10頭になり次第締め切らせていただきます。10頭を超えた受付分については、抽選とさせていただきますのであらかじめご了承下さい。  
**※両申込とも競技会当日、会場での申し込みは受付致しません。またFAXでの申込み、受け付けいたしません。**

### 3. 審査規程

- 審査は、JKC公認審査員により厳正公平に採点いたします。
- 競技科目は「訓練試験課目・訓練競技課目に関する規程」により行います。
- 競技は、アマチュア指導手の部と一般の部に分けて行います。
- 総合得点が同点の場合は、規定課目の得点の高いものを上位とします。規程課目の得点も同点の場合は、担当審査員が判定します。
- 審査の結果に対しては異議の申し立ては許されません。
- 各部共、全ての課目は脚側停座に始まり、脚側停座に終わります。これが守られない場合は、減点の対象となります。

### 5. 指導手規程

本競技大会出場犬の指導手の参加資格は、本会のクラブ会員並びにその家族とし、次の通りとします。

#### A. アマチュア指導手の部について

- 出陳犬所有者本人、またはその家族(同居の血縁)の方に限られます。

〈開催日〉2017年5月28(日)〈雨天決行〉

受付時間 午前7時00分～午前9時00分

競技時間 午前8時00分～午後5時00分

※受付時間及び競技開始時間にご注意ください。全競技終了後、理事長賞決定競技を行ないます。

※審査、出場順は、出陳目録掲載番号順を原則とします。

また、発情犬は、各クラスの最後に競技していただきますので、受付時に申告して下さい。

※出陳目録には、該当犬のデータの他に所有者並びに所在地(都道府県・市区)が掲載されます。

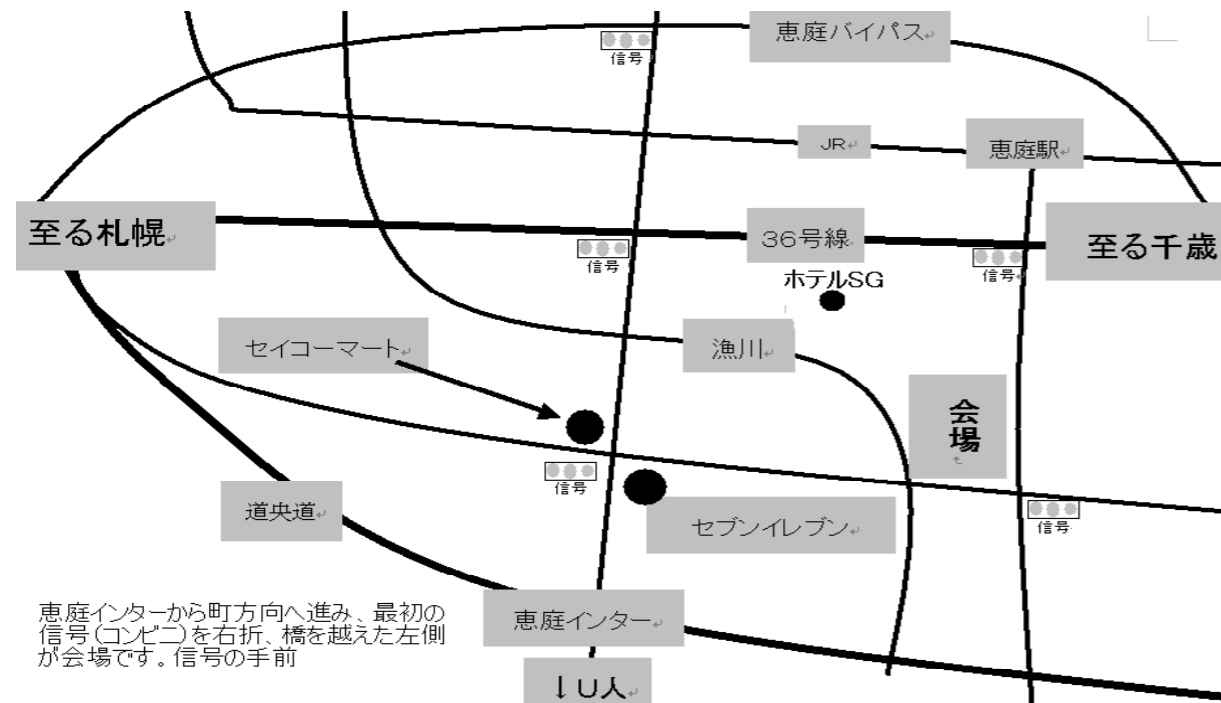
本競技大会のお弁当の配布はございません。  
あらかじめご了承下さい。

訓練競技会審査員長

兼 公開訓練試験委員

本田 建二

〈会場〉恵庭市桜町多目的広場



申込み開始日 4月24日(月)

申込み締切日 5月8日(月) (※当日申込及びFAXでの受付は致しません。)

申込所 北海道ブロック訓練士協議会 事務局 (☎0123-33-8291)

〒061-1422 北海道恵庭市盤尻20-4

後援 ●一般社団法人 ジャパンケネルクラブ (JKC)

東日本ブロック訓練士協会

※本会の公認訓練士並びにその助手、及びこれに準じる者（訓練を生業とした経験を持つ者）は、アマチュア指導手の部には出場できません。その認定は中央訓練委員会で行います。

**B. 一般指導手の部について**

①出陳犬所有者本人、又はその家族（同居の血縁者）の方。②本会の公認訓練士並びにその助手、及びこれに準じる者（訓練を業とした経歴を持つ者）。③自己所有犬以外の犬を指導する方。

**6. 競技課目**

#### ■ アマチュア指導手の部

**第1部 家庭犬準初等科(CD I S) 50点 5課目中規定2課目**

①紐付脚側行進（往復常歩）②紐付立止

次の13課目のうちから3課目選択

ア.紐付伏臥 イ.紐付行進並びに伏臥 ウ.紐付行進

並びに停座 エ.紐付行進並びに立止 オ.紐付障害

飛越（片道） カ.紐付居座 キ.紐付休止 ク.紐付お

手・おかわり ケ.紐付チンチン コ.紐付くわえて歩

く サ.紐付寝ろ シ.紐付吠えろ ス.紐付だっこ

（指導手の年齢により、幼年組・小学生組・中学生組・一般組に組み分けします）

**第2部 家庭犬初等科（CD I）50点 規定5課目（下記）**

①紐付脚側行進（往復常歩）②紐無脚側行進（往復常歩）③

停座及び招呼④伏臥⑤立止（紐無し）

**第3部 家庭犬中等科（CD II）100点 10課目中規定7課目**

（下記）①紐付脚側行進（往路は常歩・復路は速歩）②紐無

脚側行進（往路は常歩・復路は速歩）③停座及び招呼④伏臥

⑤立止（紐無し）⑥常歩行進中の伏臥⑦常歩行進中の停座 他

3課目

**第4部 服従スペシャル 100点 10課目**

**①紐無し脚側行進（往路常歩、復路速歩）②立止（紐無し）③**

**停座及び招呼 ④常歩行進中の伏臥及び招呼 ⑤常歩行進中**

**の立止及び招呼 ⑥物品持来 ⑦遠隔・伏臥から停座 ⑧遠隔・**

**立止から伏臥 ⑨速歩行進中の伏臥 ⑩速歩行進中の停座**

**第5部 家庭犬準高等科（CD III S）150点 15課目中規定10**

課目（下記）①～⑦までは家庭犬中等科と同じ⑧常歩行進中

の立止⑨障害飛越（片道）⑩休止 他5課目

**第6部 家庭犬高等科（CD III）200点 20課目中規定14課目**

（下記）①～⑦までは家庭犬中等科と同じ⑧常歩行進中の立

止⑨物品持来⑩遠隔・停座から伏臥⑪障害飛越（片道）⑫障

害飛越（往復）⑬据座⑭休止 他6課目

**■一般の部**

**第7部 家庭犬準初等科**（第1部に同じ）

**第8部 家庭犬初等科**（第2部に同じ）

**第9部 家庭犬中等科**（第3部に同じ）

**第10部 服従スペシャル**（第4部に同じ）

**第11部 家庭犬準高等科**（第5部に同じ）

**第12部 家庭犬高等科**（第5部に同じ）

**第13部 特別犬の部**（非公認犬種・非公認団体登録犬・交雑犬）

家庭犬中等科の課目内容とする。

**第14部 物品選別他臭**

●10m前方の選別台にある5個の布片の中から、1個の本臭物品を持来する。

●1頭の犬が連続4回実施する。4回成功した犬をCHグループとして2次審査を行う。

●物品を台上に配置する時は、人犬共に後ろ向きになる。

●作業時間は、原臭を嗅がせ始めてから1分以内とする。

●決勝のための2次審査以降は、木片、紙、ビニール等を物品として使用し、犬の前後動作も採点する。

**第15部 足跡追求他臭**

**7. 注意事項**

(1) 審査に関するご注意

①作業中とは入場から退場までをいいます。作業中としての審査は、課目と課目の間も対象になります。

②犬の首輪は、バンダナ、チェーン・カラーなどを含めて、一つだけの装着とします。

③指導手はボシセット類の装着はできません。

④ラッピングされた状態での出陳は認められます。また、ラッピングの箇所や数については制限致しません。

(2) 各課目に共通したご注意

①規定課目を行う場合は、各動作を1声符のみで完全に行われた場合を満点とし、視符を使った場合は最小単位の減点があります。（前進、障害を除く）

②作業中、逸走した場合、その課目は0点となります。呼び出してすぐ戻ったものは次の課目に進めます。2回逸走した場合は以降の作業は中止となります。（ただし、過度の逸走は、1回でも作業中止となることがあります。）

③指導手がボール、えさ等を持って作業した場合は失格となります。

④作業中の大便、小便は大きな減点となります。

⑤審査員（またはスチュワード）の指示で命令をしなければならない時に、指示前にした場合は減点となります。

⑥作業中に不自然な、または余分な声視符、ならびに誘導的作業は減点の対象となります。

⑦指導手の命令前に犬が動作をした場合は、減点となります。

⑧作業中犬の首輪を持った場合は減点となります。（選別作業は除く）

⑨作業会場の入場から退場まで、犬に対する体罰は許されません。過度によっては失格もあります。

⑩各課目の最後の脚側停座は、「アトエ」または「スワレ」1声符のみで完全に行われた場合にのみ満点となります。それ以上の声視符は使用毎に最小単位の減点があります。

⑪対面して行う作業は、必ず犬を一旦停止させ、審査員の指示により、犬を呼び脚側停座で終わります。（実施要領に特定の記載のある課目を除く）

⑫指導手が課目や実施要領を間違えた場合は、減点の対象となります。ただし、課目の作業前に審査員もしくはスチュワードに実施要領を質問することは問題ありません。

**8. 入賞**

(1) 各部の審査終了、審査員長より、理事長賞審査が行われます。

(2) 理事長賞決定競技の実施要領が以下のように変更となります。

①規定課目2課目及び選択課目3課目、合計5課目で実施します。

規定課目…（1）紐付き脚側行進（2）停座及び招呼

選択課目…（1）紐無し脚側行進（2）伏臥（3）立止（4）常歩行進中の停座（5）常歩行進中の伏臥（6）常歩行進中伏臥及び招呼

(3) 各部各クラス1席より5席まで入賞とし、ロゼットを付与します。

**9. トレーニングチャンピオン（T. CH.）並びにグランドトレーニングチャンピオン（G. T. CH.）登録制度**

(1) 家庭犬中等科～・服従スペシャル・準高等科・高等科・足跡追及他臭・IPO・IPO単課目（IPOI追求をのぞく）において95%以上の得点を得た犬（物品選別他臭の部は4回中3回以上成功した犬）にトレーニングチャンピオン（T. CH.）ポイント7Pを交付します。

本部訓練競技大会・東西日本トライアル 10P、S T連合会競技会 7P・クラブ訓練競技会 5 p

なお、家庭犬初等科・IPO単課目追求において95%以上の得点を得た犬にはトレーニングチャンピオンポイントを 2p交付します。

**(2) トレーニングチャンピオンポイントのうち、服従スペシャル、家庭犬準高等科、家庭犬高等科、IPO総合はメジャーポイントになります。**

(3) トレーニングチャンピオン（T. CH）資格の取得と登録

①トレーニングチャンピオンポイント（T. CH. P）を20ポイント以上取得した犬に与えられます。

②T. CH取得に際しては、CDII以上（GD、IPO、BHを含む）に訓練試験資格の登録をしなければなりません。

(4) グランドトレーニングチャンピオン（G. T. CH）資格の

取得と登録

①G. T. CHの資格条件は、T. CH. Pを60ポイント以上有する犬に与えられます。ただしメジャーポイントを1枚以上取得していることと、T. CHの登録を期限内に申請していることが条件となります。

②仮に24ポイントで、トレーニングチャンピオン登録を行った場合、残り36ポイントでグランドトレーニングチャンピオンの資格条件が与えられます。

(5) T. CHまたはG. T. CH登録資格を満たした犬の所有者には、資格条件確認通知を送付します。資格条件確認通知を受けた日から3ヶ月以内に、登録を完了してください。登録料は、T. CHが3, 400円、G. T. CHが6, 600円です。

(6) チャンピオン登録を行いますと、チャンピオン証明書が贈られ、血統証明書にT. CHまたはG. T. CHの称号が印字され、その名誉が永久に記録されます。

(7) 2004年1月1日以降、トレーニングチャンピオン、グランドトレーニングチャンピオン登録に際しては、当該犬のDNA登録が必要となりましたので、ご注意下さい。